

茨城県緩和ケア研修会（平成27年6月～9月）開催案内

1 茨城県緩和ケア研修会とは

がん対策基本法に基づき国で策定された「がん対策推進基本計画」では、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標としています。これを踏まえ、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療に携わるすべての医師が、緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時からの緩和ケアが提供されることを目的に、これらの医師に対する研修会が国の指定するがん診療連携拠点病院等で「茨城県緩和ケア研修会」として開催されています。

研修会は、統一されたプログラムで開催され、がんの痛みのマネジメントから緩和ケアの最新の知識まで学べるようになっており、講義をはじめ、症例検討、ロールプレイ、コミュニケーションスキルを習得するためのグループワークも含まれており、明日の臨床現場で役立つよう工夫された内容となっています。

茨城県では、多職種連携を推進するため、薬剤師及び看護師も研修会の対象者としています。

2 開催日、会場等

- ・研修区分A、研修区分Bの両方に参加すると修了が認定され、修了証書が交付されます。
- ・研修区分Bを受講してから、研修区分Aを受講しても構いません。
- ・研修の受講会場が同一でなくても差し支えありませんが、平成27年9月末までに両方の研修区分を受講してください。
- ・各会場の募集人数は、医師・歯科医師20名、薬剤師10名、看護師10名です。
- ・研修会は各日程とも午前9時ごろから午後5時ごろまで開催されます。プログラムの詳細は、次ページに記載の標準的な日程のとおりです。

会場	申込・問合せ先	申込期限	開催日	
			研修区分A	研修区分B
水戸医療センター	TEL 029-240-7711 FAX 029-240-7788	5月15日	6月6日(土)	6月7日(日)
総合病院 土浦協同病院	TEL 029-823-3111 FAX 029-823-3381	6月12日	7月4日(土)	7月5日(日)
筑波大学附属病院	TEL 029-853-8096 FAX 029-853-3404	6月26日	7月11日(土)	7月12日(日)
(株)日立製作所 日立総合病院	TEL 0294-23-1111 (内線:6708) FAX 0294-23-8722	6月26日	7月19日(日)	7月20日(月・祝)
茨城西南医療 センター病院	TEL 0280-87-8111 FAX 0280-86-7702	7月3日	7月25日(土)	7月26日(日)
友愛記念病院	TEL 0280-97-3000 FAX 0280-97-3001	7月31日	9月6日(日)	9月13日(日)
東京医科大学 茨城医療センター	TEL 029-887-1161 FAX 029-887-6266	9月4日	9月26日(土)	9月27日(日)

3 研修会の標準的な日程

研修区分A

開始時刻	終了時刻	時間 (分)	研修項目
9:00	9:10	10	プレテスト
9:10	9:35	25	緩和ケア研修会の開催に当たって
9:35	10:20	45	緩和ケア概論
10:20	10:30	10	休憩
10:30	12:00	90	がん性疼痛の評価と治療
12:00	12:40	40	昼食
12:40	13:00	20	アイスブレーキング
13:00	14:30	90	がん性疼痛事例検討
14:30	14:40	10	休憩
14:40	16:10	90	オピオイドを開始するとき
16:10	16:20	10	休憩
16:20	17:05	45	呼吸困難
17:05	17:15	10	ふりかえりとポストテスト

研修区分B

開始時刻	終了時刻	時間 (分)	研修項目
9:00	9:10	10	プレテスト
9:10	9:55	45	消化器症状
9:55	10:05	10	休憩
10:05	11:35	90	精神症状
11:35	12:15	40	昼食
12:15	12:35	20	アイスブレーキング
12:35	14:35	120	コミュニケーションロールプレイ
14:35	14:45	10	休憩
14:45	15:45	60	コミュニケーション講義
15:45	15:55	10	休憩
15:55	16:55	60	地域連携と治療・療養の場の選択
16:55	17:05	10	ふりかえりとポストテスト

※研修会の終了時刻は、18時ごろまで延長される場合があります。

4 参加費

参加費は無料ですが、昼食代等（会場によって異なり、1日につき概ね1,000円から1,500円）を御負担いただきます。

5 本研修会の修了が算定要件となっている診療報酬の項目

医師による本研修会の修了は、平成26年度の診療報酬改定において「緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料、外来緩和ケア管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料」の算定要件のひとつとなっています。

6 研修単位

次の研修単位が認められる予定です。

- ・日本医師会生涯教育講座 5単位/日
- ・茨城県病院薬剤師会生涯研修認定制度講習会 3単位/日

7 申込みについて

- 1) 申込書に必要事項を記入のうえ、各会場の申込先へFAXしてください。
- 2) 申込締切後、申込先で参加者が決定され、参加可否の通知がFAX等で送付されます。

※参加希望者が募集人数を超過した場合、参加をお断りすることもあります。予め、御了承ください。

- 3) 申込書はインターネットからも入手できます。インターネットの検索サイトで「茨城県 緩和ケア研修会」と検索し、以下のURLのサイトからダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/pc/pcindex.html>

～緩和ケア研修会の開催指針が改正されました～

平成27年2月10日付け健発0210第8号厚生労働省健康局長通知をもって「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」が一部改正されました。茨城県では、平成27年9月末までの研修会をこれまでの開催指針（旧指針）に基づき開催し、10月から改正後の開催指針に則り研修会を開催する予定です。

平成27年9月末までに研修区分Aまたは研修区分Bのみを受講された方（一部の単位を取得済みの方）は、平成27年度中に未受講の研修区分を受講（全単位を取得）する必要があります。未修了者の方が平成27年9月末までに受講した研修区分の単位は、平成28年度から無効となり、研修の修了には全日程の受講が必要となりますので、御注意ください。

Q&A

Q：旧指針に基づく研修会を修了しています。改正後の指針に基づく研修会を再度受講する必要はありますか？

A：受講する必要はありません。

Q：現在、緩和ケア診療加算等の診療報酬を算定しています。引き続きこれらの診療報酬を算定するためには、改正後の指針に基づく研修会を再度受講する必要がありますか？

A：受講する必要はありません。緩和ケア診療加算等の診療報酬の算定は、旧指針に基づく研修会を受講していれば、引き続き算定が可能です。

お問い合わせ先

茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 企画情報室

茨城県がん診療連携協議会事務局 TEL:0296-77-1121（内線3309）

（研修会の受講状況、修了証の発行に関する問い合わせは、茨城県保健福祉部保健予防課 TEL:029-301-3224 へ、診療報酬に関する問い合わせは、関東信越厚生局茨城事務所 TEL:029-277-1316 へお願いします。）